

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：公示の方法の見直し及び字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が候補者として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全候補者一覧（様式第2）を作成のうえ、選考を行わなければならない。</p> <p>4 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>5 教授会における特任教員候補者の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことがある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。</p> <p>7 学系長は、特任教員候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）（前項の規定により選考を省略した場合は除く。）及び特任教員候補者選考結果報告書（様式第4の1）（前項の規定により選考を省略した場合は、特任教員候補者選考結果報告書（様式第4の2）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。）</p> <p>8 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。</p> <p>9 <u>第5項</u>に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名相当以上の候補者となることができない。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が候補者として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全候補者一覧（様式第2）を作成のうえ、選考を行わなければならない。</p> <p>4 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>5 教授会における特任教員候補者の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことがある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。</p> <p>7 学系長は、特任教員候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）（前項の規定により選考を省略した場合は除く。）及び特任教員候補者選考結果報告書（様式第4の1）（前項の規定により選考を省略した場合は、特任教員候補者選考結果報告書（様式第4の2）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。）</p> <p>8 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。</p> <p>9 <u>第4項</u>に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名相当以上の候補者となることができない。</p> <p>[省略]</p>

(選考委員会の開催)

第10条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前(電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日)までに公示することにより替えることができる。

[省略]

附 則

この要項は令和2年7月27日から施行する。

(選考委員会の開催)

第10条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

[省略]